



Established 1887 in Nagoya

Manufacturers & Exporters of Stringed Musical Instruments



**SUZUKI VIOLIN  
CO., LTD.**

2-23-1 Momoyamacho, Obu City, Aichi, JAPAN

TEL: 0562-57-5245

FAX: 0562-57-5246

## 大府ジュニア弦楽団向け 楽器レンタル制度

### 【レンタル制度・料金】

◆月額プラン：バイオリン ¥2,000/月 チェロ ¥6,000/月 [税込み]

- ・ 利用月の前月末までに月額レンタル料金をお支払い頂く、月ごとに契約を更新するプランです。
- ・ 上記金額に、レンタル保険（※1）、スタートキット（※2）を含みます。
- ・ 契約期間は最低利用期間3ヶ月とし、レンタル契約時に初回3ヶ月分のレンタル料を申し受けます。なお、初回3ヶ月に満たない期間でご返却いただいた場合、残りの契約期間分の料金は返金いたしかねます。
- ・ レンタル楽器についてそのまま購入希望の場合、開始から3ヶ月目までのレンタル料を購入金額に充当いたします。

※1：レンタル保険…重篤な破損、演奏不可能な程度の著しい損傷や破損を被った場合、お客様自己負担額はバイオリン¥10,000、チェロ¥30,000とし、その他は免責で修理または取替をいたします。

※2：スタートキット…演奏に必要な初期弦張替え・肩当て・松脂・お掃除クロスなど、通常の演奏に必要な消耗品

### ◇留意事項

1. レンタル品：楽器本体、弓、ケースがセットになっております。

バイオリン：No.230 アウトフィットバイオリン相当のセットモデル

チェロ：No.72f アウトフィットチェロ相当のセットモデル

2. レンタル期間中の弦交換、弓の毛替え費用はお客様負担になります。

3. レンタル期間中の保管責任は利用者に帰属し、楽器本体および付属品が盗難、紛失に遭った場合はその楽器及びその付属品の代金を頂戴致します（バイオリン¥70,000～¥100,000、チェロ¥250,000～¥300,000程度）。
4. レンタル期間中に楽器の仕様、外観を大きく損なわない程度のキズ、破損の場合は鈴木バイオリンの負担にて修理を行います。楽器本体及び付属品が演奏不可能な程度の著しい損傷や破損を被った場合については、レンタル保険を適用した上で一部修理代金をご負担頂くことがあります。
5. レンタル終了の際にはご利用期限月の月末までに楽器の返却をお願いいたします。
6. 2025年4月以降は金額が変更となる可能性があります。（通常価格はバイオリン ¥4,000/月 チェロ ¥12,000/月となりますが、2024年度中は大府市がレンタル料金の半額・レンタル保険料・スタートキットを負担します。）

#### 【申込方法】

- ・ 日時をご予約のうえ、鈴木バイオリン製造本社にてお申込み・楽器の受け渡しとなります。
- ・ お越しの際はご本人確認書類をご持参ください。（免許証、保険証等）
- ・ 決済方法は現金、クレジットカード、または銀行振込となります
- ・ 楽器レンタルのご予約やご相談は鈴木バイオリン製造株式会社（担当：森）までご連絡ください。

メール：suzukius1887@suzukiviolin.co.jp 電話：0562-57-5245 [平日 9:00-18:00]